

調査計画全文

1 調査の名称

スポットLNG価格調査

2 調査の目的

本調査は、我が国の輸入スポットLNGについて、輸入の動態を把握し、行政施策・LNG関連事業者の事業に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 全国
- (2) 属性的範囲 LNGを輸入するすべての企業

4 報告を求める者

- (1) 数 15社（電力会社、ガス会社、その他）（概数）
- (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）
 - ①企業名及び所在地 ②スポットLNG入着予定月 ③契約価格（USD/MMBtu_※）
 - ④契約形態に係る参考情報

※ 「USD」とは「アメリカドル」、Btuは「英国熱量単位(British thermal unit)の略であり、1Btuは、標準気圧下において質量1ポンドの水の温度を60.5° Fから61.5° Fまで上昇させるのに必要な熱量」を表す。また、「MMBtu」は「百万Btu」を表す。

- (2) 基準となる期日又は期間
毎月末日現在

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
経済産業省一報告者
- (2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、翌月の第4営業日

8 集計事項

スポットLNGの価格の平均（当該月に契約したもの、当該月に入着予定のもの）

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

速報及び確報とも、インターネット（経済産業省HP及び総務省e-stat）により公表する。

ただし、調査を行ったスポット取引について、全国で二社以上かつ二取引以上の取引が無かった場合には、公表しないこととする。

(2) 公表の期日

原則として、速報については調査月の翌月第7営業日、確報については翌々月第7営業日

10 使用する統計基準

本調査は、LNGを輸入するすべての企業を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：1年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

(2) 保存責任者

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長



スポットLNG価格調査

㊫ スポットLNG価格調査票

(平成 年 月分)

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 第4営業日
提出部数	1 部

入着予定月	契約価格 (USD/MMBtu)	備考

SAMPLE

◎この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

- ◎(記載例)「入着予定月:2014年6月 契約価格(USD/MMBtu):16. 5」
- ◎契約価格は小数点2位を四捨五入し、小数点1位まで記入してください。
- ◎調査対象月に契約した個別のスポット取引(1カーゴのみの売買契約によって購入される取引であり、ターム契約による取引を含まない)ごとにご記入下さい。
- ◎入着予定月には、当月に契約されたカーゴの入着予定月をご記入下さい。
- ◎受渡条件がFOB、CIFのカーゴについては、フレート・保険料等を考慮したDES相当に換算した契約価格をご記入下さい。その際、換算した旨、及び可能な範囲で換算方法を備考欄にご記入下さい。
- ◎契約時点では価格が決定されない取引であって、入着時の原油価格や天然ガス市場価格を参照する取引の場合は、記入の必要はありません。

備考

企業名	(〒 -)	作成者の (電話 - -)	
企業所在地	(電話 - -)	所属部署名	
		氏名	

(平成 年 月 日作成)

調査票番号	年	月分	企業番号
1

経済産業省

スポットLNG価格調査の必要性

平成28年8月

経済産業省 商取引・消費経済政策課

① 調査の目的・必要性

我が国は世界最大のLNG輸入国であり、東日本大震災以降、我が国のLNG需要が急増している。また、アジア地域全体（世界の輸入量の6割を占める）でみても、LNG需要は拡大傾向にある一方、その供給者は限定的である。こういった中で、燃料としてのLNG価格については、変動が少なく、安定的であることが望ましい。

しかし、現行のLNG取引の大半は、原油価格に連動する価格式（フォーミュラ）による長期・相対契約になっている（原油連動型契約）。このため、世界的にはシェールガス革命等により天然ガス自体の価格は相対的に安定して推移している一方で、2000年代半ばから原油価格は、金融危機や中東の地政学リスク等により不安定に推移してきたため、我が国が輸入するLNG価格も大きく変動してきている。

そこで、原油連動ではなく、LNG自体の需給を反映した価格指標を作成していくことが重要となっている。LNG取引の大半は、原油連動型契約であるが、スポット契約（1回の調達毎に契約を行う）については、その都度のLNG需給に応じて価格を決定しているという実態がある。そのため、スポット契約におけるLNGの価格を把握し、集計することができれば、我が国のLNG自体の需給を反映した価格指標を形成することができると考えられる。

本調査は、当該価格を把握・集計・公表することで、LNG価格の新たな指標を形成し、各社が輸入する際の参照指標とすることで、輸入価格の安定化を図るものである。また、当該価格指標は、輸入事業者のみならず、LNGに関わる事業を行う者（商社、価格情報機関等）からもニーズが強いものである。

なお、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「LNG先物市場についての検討等を進める」こととされた。これを受けて、現在、経済産業省では、LNG先物市場を開設すべく、検討を進めているが、本調査で把握する価格指標は、LNG先物市場における決済価格としても利用しうるものであるため、本調査はかかる行政ニーズにも資するものである。

② 調査項目ごとの必要性

入着予定月

当該項目を設けることにより、集計において、調査対象月契約分の価格平均のみならず、入着予定月分の価格平均を集計・公表することが可能となる。LNGに関わる事

業者のニーズとして、契約分の価格に加えて入着分の価格も参照したいとの要望が多かったことから、当該項目を設けたもの。

契約価格

当該項目が、本調査で把握したい調査事項そのものである。

一般統計調査における統計法施行規則第7条に基づく変更履歴

調査名: スポットLNG価格調査(平成28年11月10日承認)

変更の適用期日	変更内容
平成29年6月分から	保存責任者の変更 経済産業省商務・サービスグループ参事官(商品市場整備担当)
令和2年7月分から	保存責任者の変更 経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室長
令和2年11月分から	○報告を求めるために用いる方法の変更 オンライン調査について、電子メールを用いる方法から政府統計共同利用システムによる方法への変更 ○調査票の変更 調査事項に「法人番号」欄を追加、内容変更を伴わない様式の変更